

事業名	土地区画整理事業資金貸付金
事業内容 (目的・概要)	組合の主たる財源は、保留地処分金であるが、保留地処分までには、数年の工事期間と多額の事業資金が必要となり、この事業資金は借入金で賄われているのが実情である。このため、事業資金の一部を無利子で融資することにより組合事業の円滑な推進による住宅地供給を促進する。
事業主体	土地区画整理組合等
採択要件	<p>○既成市街地（D I D地区内及びD I D地区に隣接する地区）において、住居系、商業系、又は工業系用途地域の区域内の事業で</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次のいずれかに該当する事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市整備型土地区画整理事業</li> <li>(2) 景観計画区域設定型土地区画整理事業</li> <li>(3) 市街地再開発事業区設定型、高度利用推進区設定型又は空間再編賑わい創出事業型</li> </ol> </li> <li>2 次のいずれにも該当する事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 面積0.4ha以上。ただし、1(3)の場合は、面積0.2ha以上。</li> <li>(2) 200/容積率(%) ha以上。ただし、1(3)の場合は、100/容積率(%) ha以上。</li> </ol> </li> <li>3 次のいずれにも該当する事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 幅員9m以上の道路が整備されること。</li> <li>(2) 幅員6m以上の道路が整備されること。(防災や市街地の計画的な整備改善に資する道路を整備する場合。ただし施行面積5ha以上の地区は幅員8m以上) ただし、1(2)、(3)の場合は、幅員6m以上の道路が整備されること。 (ただし施行面積5ha以上の地区は幅員8m以上)</li> </ol> </li> <li>4 施行後の公共用地率が15%以上であること。</li> </ol> <p>○新市街地において、新たに造成される住宅市街地の面積が施行地区の大部分(概ね70%以上)を占め、又は1住区以上の住宅市街地が新たに造成される事業で</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次のいずれかに該当する事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市整備型土地区画整理事業</li> <li>(2) 景観計画区域設定型土地区画整理事業</li> </ol> </li> <li>2 面積5ha以上</li> <li>3 幅員12m以上の道路が整備されること。ただし、1(2)の場合は、幅員8m以上の道路が整備されること。</li> <li>4 施行後の公共用地率が22%以上であること。</li> </ol>
補助率、融資額、その他の財源措置の内容	事業費の1/2以内 1/2(国費)、1/2(県・市町)
制度創設年度	昭和41年度
関係省庁名	国土交通省都市局市街地整備課
最近の実績	・元町土地区画整理組合(府中市)
問合せ先	土木建築局都市環境整備課

	Tel	082-513-4125	e-mail	dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp
--	-----	--------------	--------	------------------------------------